

平成21年度

運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況・・・・・・・・ P 3

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計・・・・・・・・ P 4
 (総件数および類型別の事故件数)

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統・・・・・・・・ P 4

5. 輸送の安全に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

6. 輸送の安全に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額・・・・・・・・ P 6

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制・・・・・・・・ P 7

9. 安全統括管理者、安全管理規程・・・・・・・・ P 7

10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画・・・・・・・・ P 7

11. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容・・ P 8

資料(別紙1)『安全管理規定』・・・・・・・・ P9～P12

(別紙2)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』・・・・ P13

(別紙3)『事故、災害等に関する報告連絡体制』・・・・ P14

お問い合わせ・・・・・・・・ P15



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

基本方針

社長は、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たし、現場の状況を十分に把握したうえで社員に対し輸送の安全の重要性を認識させる。また、輸送の安全に関する計画・実行・チェック改善（P D C A）を確実に実行し安全対策を不断に見直し全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

- 1、道路交通法を遵守して安全・安心を提供する。
- 2、デジタコタコグラフのデータを活用した安全運転技術の向上
- 3、輸送の安全を確保する為の教育の充実
- 4、役割と権限を明確にした組織の強化

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2009 年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

	目 標	達 成 状 況								
1	重大事故撲滅	・ 重大事故 0 件								
2	有責事故の削減 有責事故削減目標 対前年比△10% (62件⇒55件以下) ※ 期中10月、削減目標を△30%に修正 43件以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有責事故件数 49件 (対前年△13件、△20.9%減) ・ 人身・物損の割合 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>人身・物損</td> <td>16 件</td> </tr> <tr> <td>人身</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>物損</td> <td>27 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49 件</td> </tr> </table>	人身・物損	16 件	人身	6 件	物損	27 件	計	49 件
人身・物損	16 件									
人身	6 件									
物損	27 件									
計	49 件									
3	デジタコ最高速度E判定者の削減									
4	管理体制の充実と強化 会議体の定着と指揮命令系統の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属長会議の毎月開催 ・ 事故防止委員会の毎月開催 ・ 事故反省会及び事故懲罰委員会の隔月開催 ・ セーフティー委員会 3月毎 開催 								

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2009年4月1日から2010年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0 件

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙2)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

法令順守の精神と知識・技術の向上を目的とした教育を計画的かつ効果的に実施することにより輸送の安全に対する意識をたかめるとともに、定期的な社内監査の実施及び事故防止委員会の開催により、情報の共有化を図り、実態のチェックと改善施策の実行を推進する。

《運行関係》

【4大事故撲滅4項目の操作】

～4大事故撲滅4項目

1、バックの操作

- ① 下車して、後方の確認をする
- ② 窓から顔をだして、後方の安全確認

2、追突事故防止の操作

- ① 走行中10m、停車中2mの車間距離を確保する
- ② 渋滞時、絶対に脇見運転をしない

3、一旦停止事故防止の操作

- ① 車輪の動きを止めて、一時停止・二時停止をする
- ② 首を左右に振って、徐行しながら再発信

4、過労運転防止の対応

- ① 法令所定勤務時間を守る
- ② 疲れたら、必ず車から降りて休憩する
- ③ 前日の睡眠時間は、8時間以上とる

【年間事故防止重点目標】

- ・ 重大事故の撲滅

～発進時、交差点通過時・右左折時での指差確認の徹底

【月間事故防止目標】

4月 後退時の事故撲滅

下車して確認、窓から顔を出しての後方安全確認

街頭監査 4/27、4/28

5月 譲り合い月間

危険を感じたら止まり、絶対に無理をしない

街頭監査 5/25、5/26

6月 横断歩道上での事故撲滅

歩道手前で「横断歩道よし！」の故障と指差確認をする

街頭監査 6/24、6/25

7月 追突事故撲滅

走行中10m、停車中2mの車間距離を常に確保する

街頭監査 7/20、7/21

8月 交差点通過時の安全確認

交差点の手前で一度アクセルから足を離す

街頭監査 8/22、8/23

9月 2輪車事故の撲滅

追越時は1m以上の間隔をとり、最後まで目を離さない

街頭監査 9/25、9/26

10月 車内事故の撲滅

「ドアを閉めます」の声を必ずかける

街頭監査 10/22、10/23

点呼監査 10/10、10/20、10/30

11月 脇見運転の事故撲滅

走行中、顔を下に向けての機械操作をしない

街頭監査 11/26、11/27

点呼監査 11/10、11/20、11/30

12月 徐行・一旦停止の励行

車輪の動きをとめて、一時停止、二時停止をする

街頭監査 12/23、24、25

点呼監査 12/10、12/20、12/30

1月 交差点内での事故撲滅

黄色信号になったら交差点に進入しない

街頭監査 1/25、1/26

点呼監査 1/8、1/20、1/29

2月 右・左折時の事故撲滅

ミラーだけに頼らず、首を振って目で周囲を確認する

街頭監査 2/19、2/24

点呼監査 2/10、2/19

3月 子供・歩行者の事故撲滅

子供・歩行者に近づいたら徐行して、その動きを見逃さない

街頭監査 3/19、3/26

点呼監査 3/10、3/19、3/30

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

〈運行関係〉

- (1) 経営トップによる職場巡視 (毎月 1回)
 現場との双方コミュニケーション
 本社～丸子～岡出山～大洲～城北～押切～堂林～草薙 (各営業所)
- (2) 定例会議での安全運行実績の確認
 - ・事故防止委員会の開催 (毎月 1回)
 - ・賞罰委員会及び事故反省会の開催 (隔月)
 - ・セーフティー委員会の定期開催 (四半期毎)
- (3) 教育・研修の実績
 - ・運転士全員研修 (4/22・23)
 - ・新任運転士教育 (随時)
 - ・事故惹起者教育の開催 (随時)
 - ・紙上研修の実施 (隔月)
 - ・救急搬送運転手の研修の開催 (年 1回)
- (4) 街頭監査の実施
 - ・運行管理者による営業エリアでの監査実施 (毎月2回)
- (5) 出勤監査の実施
 - ・毎月0の日に本社員による営業所監査 (毎月 3回)
- (6) 輸送の安全に関する運行保安監査の実施
 - ・運行管理規程に則り、自動車乗務員の点呼簿、乗務員台帳、を用いて、年1回保安教育課により、全営業所に対し、監査を実施

〈整備関係〉

- (1) 新人乗務員教育
 - ・車両基礎教育、車両トラブルの対応教育、日常点検教育
 - ・異常気象時、道路冠水時の走行方説明
- (2) 整備士教育
 - ・整備管理者講習会への参加 (隔年1回)、整備主任者講習会への参加 (年1回)

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2009年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

主 な 項 目		金 額
(ソフト面)	①無事故手当て関係	8,120

	(毎月の個人・3ヶ月毎反単位・・・無事故ラリー)	
	②安全教育関係 事故防止委員会・事故反省会・セフティー委員会 会社全体教育・新任教育（フォローアップ含む） 適性診断（初任・高齢者・事故惹起）	3,097
	③年間・永年（無事故）優良表彰	700
	④運輸マネジメント関係 マネジメントセミナー・運行管理者講習他	250
(ハード面)	①バックカメラの設置（120台）	1,738
	②セーフティーLED・防犯カメラ設置	313
	③事故防止啓発の製作物費	250
合計		14,468

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3)「事故、災害等に関する報告連絡体制」参照

9. 安全統括管理者、安全管理規程

- ① 安全統括管理者：役職名 専務取締役 氏名 鈴木陽夫
- ② 安全管理規程：(別紙1)『安全管理規程』参照

10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

全社員に対して「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図るため、次のような教育および研修を行なっております。

- ①全運転士教育
 - ・ 全従業員（運転士）を対象に外部講師による集合教育の実施。(4/22.4/23)
- ②デジタルタコメーター・データに基づく個人面談指導 (随時)
- ③事故惹起者に対する適正診断の実施、伴う個別面談指導 (随時)
- ④高齢者適齢診断の実施と、結果に基づく個別面談指導の実施 (随時)
- ⑤入社時、新任教育の実施 (随時)

11. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査を2010年2月15日に実施し、その結果およびそれを踏まえた措置内容は次のとおりであります。

1. 監査目的

- (1) 安全管理規程第4条（輸送の安全に関する重点施策）に関する実施状況の確認
- (2) ガイドライン（13）、1）の作成、管理状況の確認。

2. 被監査部門 営業部 保安教育課

3. 監査項目

- (1) 関係書類の点検
- (2) 監査先責任者からの概況聴き取り
- (3) 監査先業務担当からの概況及び詳細の聴き取り
- (4) 業務の遂行状況、現場作業の状況等の視察確認

4. 監査結果の概要

- (1) 安全統括管理者の選任
- (2) 要員の責任、権限の規程並びに周知
- (3) 重大事故の対応態勢が通常事故とは別に定められているか
- (4) 関係法令等、改正状況の把握は適宜されているか
- (5) 安全管理規程のガイドラインの内容は適正であるか

内部監査結果を踏まえた措置内容

「安全管理規程に係わるガイドライン」に対する適合性を目的に、2010年2月26日にフォローアップ監査を実施しました。

(別紙1)『安全管理規程』

安全管理規定

平成18年12月12日制定

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。

- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策

を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

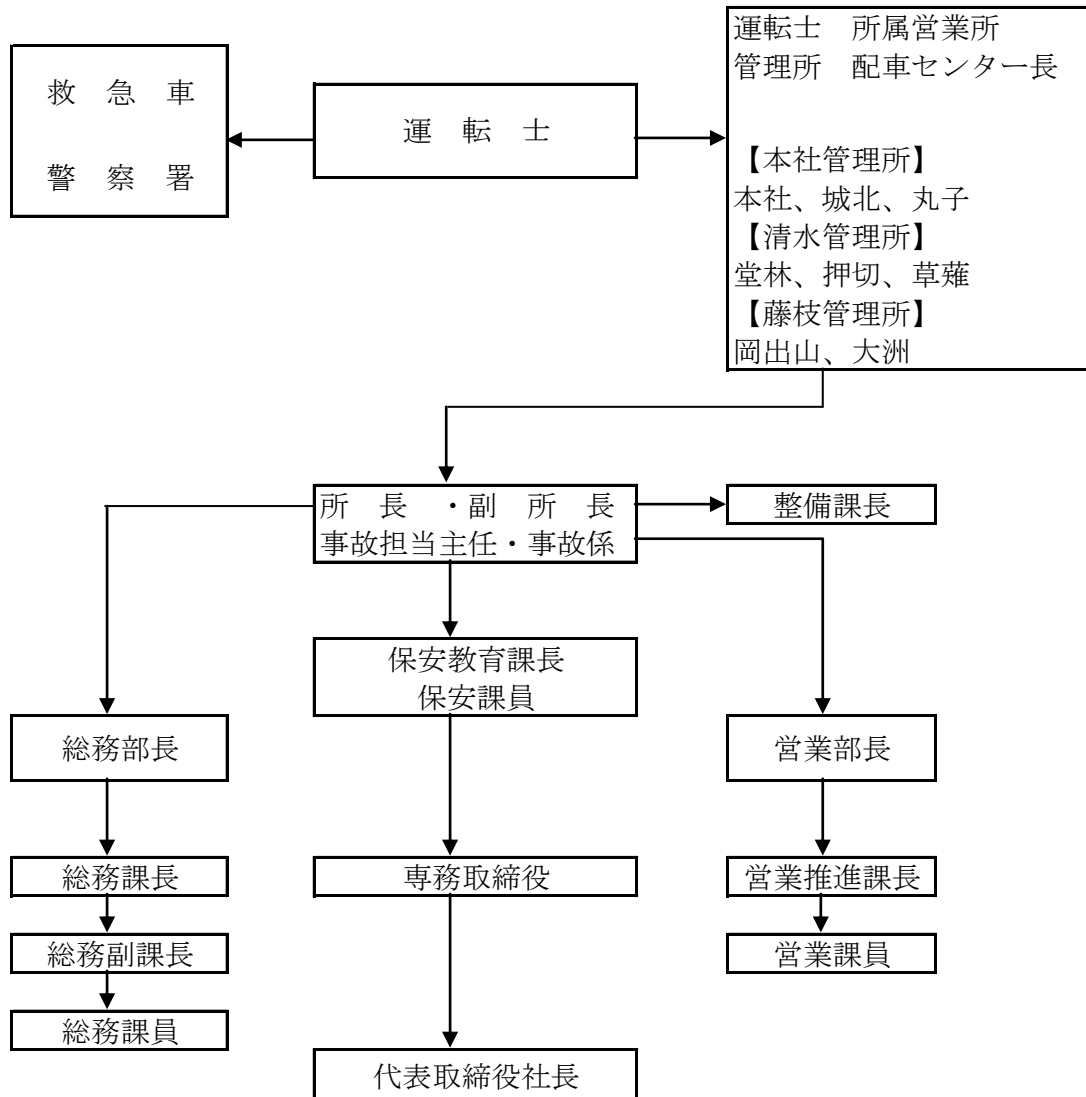
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は安全統括管理者が管理し、保存期間は3年とする。

(別紙3) 『事故、災害等に関する報告連絡体制』



今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

営業部 保安教育課 (054)284-2111

2009年度 運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町25番25号

<http://www.shizutetsu-taxi.co.jp>

2010年6月発行